

令和3年4月23日

タブレットを使って学びを保障

瀬戸市教育委員会

感染防止策を強化する中で、瀬戸市の学校教育については、児童生徒の安全と学びの補償を最優先とし、登校できない児童生徒に対しては、5月中旬からオンライン授業を段階的に開始します。濃厚接触者となったり陽性者となったりして出席停止となった場合でも、自宅で学校の授業の様子を視聴できるような体制を整えていきたいと考えています。

ICT教育は、子どもたちへの1人1台タブレットという形で、大きく前進しました。子どもたちの学びを止めることがないように、タブレットを使ってできることを1歩ずつ考えていきたいと思っています。



なお、「まん延防止等重点措置」による学校における教育活動は、県教委からの通知を臨時校長会で共有して対応しています。

「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」（県教委通知より抜粋）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

通知には、「遠足や修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する」とありますので、各校で慎重に検討しながら、実施できるよう最善を尽くしていきます。